



ホストタウン応援コラム Vol.17

ホッとする、おいしさ トルコのおふくろの味 「レンズ豆のスープ」

～おうちでトルコ料理⑤～

スープは、トルコ料理になくてはならないメニューの一つ。正式なディナーコースに欠かせないのはもちろん、家庭料理でも毎日の食卓を彩ります。今回ご紹介する料理「レンズ豆のスープ（メルジメッキ・チョルバス）」は、豆から美味しい出汁が出ます。各家庭で使う食材もさまざま、日本のお味噌汁のような存在として、トルコではとても親しまれている郷土料理です。



材 料 (4人前)

赤レンズ豆	250g	パプリカパウダー	少々
にんじん	1/2本	塩・こしょう	適量
玉ねぎ	1/2個		
じゃがいも	1/2個		
オリーブ油	50cc		
小麦粉	35g		
お湯	1000cc		

作り方 How To Cook

① 鍋に赤レンズ豆とみじん切りにしたにんじん、玉ねぎ、じゃがいもに、かぶるくらいの水（分量外）を入れてゆでる。



④ ②に③を合わせ、よく混ぜ合わせながら弱火で煮立たせ、塩、こしょうで味を調える。



② ①が柔らかくなったら、ブレンダー（ハンドミキサーなど）でゆるいペースト状にする。
③ 別の鍋にオリーブ油と小麦粉を入れて中火で混ぜ炒め、お湯を加えてひと煮立ちさせて火を止める。

⑤ ④を器に注ぎ、お好みでパプリカパウダーをトッピングしてできあがり。

※スープは冷蔵庫で1週間程度保存できます。温め直すときは、お湯を加えてのばします。

全国のホストタウンの情報発信のための専用WEBサイト「世界はもっとひとつになれる Light up HOST TOWN Project」が開設されました。アスリートのインタビューやイベント情報など多彩な情報がご覧いただけます。本庄市の情報も掲載されていますので、ぜひご覧ください。



◀こちらからご覧ください

来月号もお楽しみに！ ギョルシュルズ！（日本語：またね）

★オリンピック・パラリンピック支援室 ☎25-1615

安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主の皆さんへ

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止し、より安全で快適に暮らすために、建築主の皆さんは次のルールを知っておきましょう。

▶ 工事監理者を定めましょう

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止するために、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックすることが重要となります。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認する重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を定めてください。

▶ 完了検査を受けましょう

工事が完了したときには、建築主は完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎25-1140

熊谷建築安全センター（熊谷県土整備事務所内）
☎048-533-8776

狭あい道路の拡幅整備を推進しています

狭あい道路は、私たちが日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。市では「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、市民の皆さんのご協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

▶ 狭あい道路沿道の皆さんへ

建物や塀の新築・建替え等の際は、次のどちらかの道路後退部分の手続きを必ず行ってください。手続きをさせていただくと、市が道路後退部分の整備と維持管理を行います（後退済みで手続きを行っていない場合はご相談ください）。

① 道路後退部分を分筆登記し、市に寄附する。

※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15万円の補助金を交付する制度があります。

※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15万円の補助金を交付する制度があります。

② 道路後退部分を公共用道路として無償使用することの承諾書を提出する。

※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

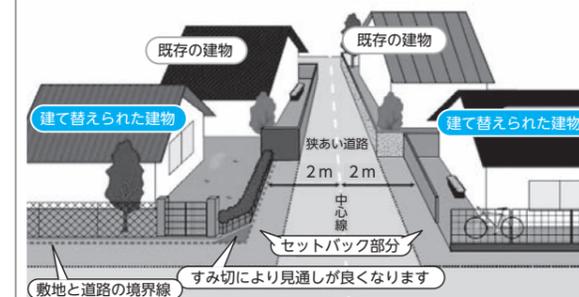
※本庄市立地適正化計画に定める居住誘導区域で、道路後退用地内の古い建物等の除却等に対する補助制度（上限50万円）があります。詳細は、道路管理課へお問い合わせください。

▶ すでに道路後退が済んでいる皆さんへ

過去に道路後退した部分に塀を再度設置したり、プランターなどを置いたりすると、災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすことになります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路とは・・・

幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。その中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退（セットバック）が必要となります。



狭あい道路のセットバックイメージ